

議員提出議案第2号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議
規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年3月24日 提出

提出者	琴浦町議会議員	山本秀正
賛成者	同	押本昌幸
	同	井木裕
	同	桑本始
	同	前田智章
	同	手嶋正巳
	同	小椋正和
	同	川本正一郎
	同	桑本賢治
	同	澤田豊秋
	同	川本善孝
	同	田中肇
	同	谷田順子
	同	小椋憲浩
	同	金光敦

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

提案理由説明

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由説明を行います。

1 条例改正理由

これは、疾病その他の理由で長期間町議会の会議等を欠席した議員が議員報酬や期末手当を辞退又は返還することは、公職選挙法（第199条の2）に規定される寄附行為に該当するため、禁止されている。そこで、長期間議会の会議等を欠席した場合の報酬等の減額を行うために必要な改正を行う。

2 改正案の概要

（1）議員報酬の減額率

- ア) 議員活動ができない月が、6月を超え12月以下のとき 100分の20
- イ) 議員活動ができない月が、12月を超え24月以下のとき 100分の30
- ウ) 議員活動ができない月が、24月を超えるとき 100分の50

（2）適用除外

公務上の災害その他これに類するものとして議長が認める理由により欠席した場合は、上記（1）の規定は適用しない。

（3）期末手当の減額率

期末手当の支給基準日（以下「基準日」という。）以前6箇月以内に第4条第1項の規定により議員報酬を減額されている者の期末手当の額は、前条の規定により算出された期末手当の額から当該期末手当の額に減額率を乗じて得た額を減じた額とする。

ただし、減額率が2以上ある場合は基準日に近い日に適用した減額率とする。

（4）施行期日

公布の日から施行する。

令和5年琴浦町条例第 号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年琴浦町条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(議員報酬の減額)</u></p> <p><u>第4条 議会の議員が疾病等自己都合により、町議会の会議、委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定により設置された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「町議会の会議等」という。)の全てを欠席した月(以下「議員活動ができない月」という。)が連続して6月を超えるときは、当該月の議員報酬は、前条の規定により算出された議員報酬の額から当該議員報酬の額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「減額率」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p><u>(1) 議員活動ができない月が連続して6月を超え12月以下のとき 100分の20</u></p> <p><u>(2) 議員活動ができない月が連続して12月を超え24月以下のとき 100分の30</u></p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第3条 略</p>

(3) 議員活動ができない月が連続して
24月を超えるとき 100分の50

2 公務上の災害その他これらに類するものとして議長が認める理由により町議会の会議等を欠席したときは、前項の規定は適用しない。

(費用弁償)

第5条 略

(期末手当)

第6条 略

(期末手当の減額)

第7条 期末手当の支給基準日(以下「基準日」という。)以前6箇月以内に第4条第1項の規定により議員報酬を減額されている者の期末手当の額は、前条の規定により算出された期末手当の額から当該期末手当の額に減額率を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、減額率が2以上ある場合は基準日に近い日に適用した減額率とする。

(準用)

第8条 略

別表(第5条関係)

略

(費用弁償)

第4条 略

(期末手当)

第5条 略

(準用)

第6条 略

別表(第4条関係)

略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。